

## 技能講習名

### ショベルローダー等運転技能講習

#### 作業内容

最大荷重(ショベルローダー又はフォークローダーの構造及び材料に応じて付加させることができる最大の荷重をいう。)が1トン以上のショベルローダー又はフォークローダーの運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務

- ・講習の日程、受講の申し込み等については、各登録教習機関へ直接お問い合わせ下さい。

名 称	所在地	電話番号	FAX 番号
陸上貨物運送事業労働災害防止協会 三重県支部	〒514-0003 津市桜橋3 - 5 3 - 1 1 三重県トラック会館内	059-225- 0356	059-225- 2095